

○守口市総合基本計画審議会規則

平成31年3月29日規則第13号

改正

令和6年5月28日規則第27号

守口市総合基本計画審議会規則

（目的）

第1条 この規則は、守口市総合基本計画条例（平成31年守口市条例第2号）第4条第5項の規定に基づき、守口市総合基本計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 委員の任期は、2年以内で市長が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が定められていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第5条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 前2条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

（関係者の出席等）

第6条 審議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（会議の公開）

第7条 審議会の会議は、これを公開する。会長は、傍聴人の数を制限することができる。

2 会長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て、会議を非公開とすることができる。

（守秘義務）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、企画所管課において行う。

（細目）

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年5月28日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。